



子どもの体調不良のとき
仕事を休める
制度があるって??

Q もつと育児もが肩やけがの際休業から復帰し、年次有給休暇とは別、子どもが体調不良に「子の看護休暇」

仕事の問題 相談室
鳥取労働局

A 育児・介護休業法では、子どもを養育する男女労働者で、日々雇用され、時間単位でも取得できることになりまし

良のために仕事を休まなければならない時は、「子の看護休暇」を活用することで働きやすくなります。

子の看護休暇は時間単位で取得可能

を権利として利用できる。年度に5日間（小学校を卒業するまで）定められていた。就学前の子を2人以上養育している場合は、子の看護休暇は病気、1年度に10日間です。やけがの看護のほか、有給が無給の場合は会社に予防接種や健康診断の規定によるので就業断を受けさせる際にも規則等を確認していただく必要があります。

対象者は小学校就学から前の子を養育する男女労働者で、日々雇用され、時間単位でも取得できることになりまし

正社員・パート・アルバイト等の雇用形態は問いませんが、事業所での労働が継続し、勤続日数100日以上の人は対象から除外される場合があります。

取得できる日数は1局「専任」のみです。

制度の内容については、詳しくは鳥取労働局お問い合わせください。

鳥取労働局雇用環境・均等室 電話0857(29)1709